

三次市認定新規就農者育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、法第14条の4に定める青年等就農計画の認定を受けている農業者（以下「認定新規就農者」という。）の経営の早期安定化を図るため、認定新規就農者が実施する農業経営開始に関連する事業に要する経費に対して、三次市認定新規就農者育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、認定新規就農者が、農業経営の早期安定化を目的として実施する栽培技術の習得及び備品等導入、施設及び植栽条件整備、機械導入等の農業経営に関連する事業とする。ただし、国、県が実施する同様の補助事業と重複して補助金の交付を受けることはできない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、かつ、市内で農業を営む認定新規就農者であること。ただし、夫婦で共同経営を行う場合は、家族経営協定を締結するものとする。
- (2) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及びその世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税及び料を完納していること。
- (3) 新たに土地や資金等を独自に調達し、農業経営を開始する者（以下「新規参入者等」という。）又は3親等以内の親族の農業経営を承継する者（以下「経営承継者」という。）であること。
- (4) 農業経営開始日の年齢が、原則45歳未満であること。

(補助金額等)

第4条 補助金額等は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請)

第5条 申請者は、三次市認定新規就農者育成支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 見積書
- (3) 個人情報閲覧に関する同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書について内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金額を決定し、申請者に対して三次市認定新規就農者育成支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更)

第7条 申請者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ三次市認定新規就農者育成支援事業補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金額を決定し、三次市認定新規就農者育成支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、事業完了後速やかに、三次市認定新規就農者育成支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書・納品書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けた者は、事業が完了した年度の翌年度から起算して3年間、三次市認定新規就農者育成支援事業実施状況報告書(様式第6号)を毎年

度終了後速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定等)

第9条 市長は、前条の実績報告書について内容を審査のうえ、補助金額を確定したときは、三次市認定新規就農者育成支援事業補助金交付確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金額の確定について、必要に応じ現地において検査するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金額の確定を受けた者は、遅滞なく三次市認定新規就農者育成支援事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金は、概算払による交付ができるものとし、申請者は三次市認定新規就農者育成支援事業補助金概算払請求書(様式第9号)により、その請求を行うものとする。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(1) 補助金交付の要件に違反した場合

(2) 不正な手段により補助金を受けた場合

(3) 導入した農業用機械等を転売した場合

(4) 交付決定年度の翌年度から起算して3年以内に離農した場合

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じる場合は、三次市認定新規就農者育成支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により補助金の交付取消しの通知をするものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(告示失効後の経過措置)

3 第8条第2項及び第11条の規定は、この告示失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和6年3月27日告示第99号)

この告示は、令和6年3月30日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

事業内容		補助金額等
栽培技術の習得及び備品等導入事業 (ただし, 別表第 2 に掲げる機械を除く。)		(補助額) 上限 20 万円とする。(1 回限り) (農業経営開始日以前から 2 年以内に地域おこし協力隊員であった者は除く。)
施設及び植栽条件整備事業 (ただし, 施設整備において補助対象となる施設は, 別表第 2 「補助対象施設等一覧」に掲げる施設に限る。)		(補助率) 事業の実施に要した経費から, 消費税及び地方消費税相当額を控除した額の 3 分の 2 以内とする。補助金額に千円未満の端数が生じる場合は, これを切り捨てる。 (補助上限額) 一の年度につき 300 万円
機械導入事業 (ただし, 補助対象となる機械は, 別表第 2 「補助対象施設等一覧」に掲げる機械に限る。)	新規参入者等	(補助率) 事業の実施に要した経費から, 消費税及び地方消費税相当額を控除した額の 3 分の 2 以内とする。補助金額に千円未満の端数が生じる場合は, これを切り捨てる。 (補助上限額) 一の申請者につき 200 万円 (農業経営開始日以前から 2 年以内に地域おこし協力隊員であった者は 100 万円)
	経営承継者	(補助率) 事業の実施に要した経費から, 消費税及び地方消費税相当額を控除した額の 2 分の 1 以内とする。補助金額に千円未満の端数が生じる場合は, これを切り捨てる。 (補助上限額) 一の申請者につき 100 万円 (農業経営開始日

		以前から2年以内に地域おこし協力隊員であった者は50万円)
--	--	-------------------------------

別表第2（第4条関係）

補助対象施設等一覧

	区分	名称
施設	ビニールハウス	ビニールハウス，簡易ビニールハウス，トンネルハウス（いずれも金属製のものに限る。）
	かん水施設	給水ポンプ，給水タンク，かん水用配管，散水用配管，スプリンクラー，スプリンクラー用配管，給水パイプ，薬剤散布用配管等一式，ボーリング（農業用水利用に限る。）
	果樹棚	果樹棚（金属製のものに限る。）
	牛舎	牛舎，簡易牛舎，ビニールハウス牛舎
	ボイラー	ビニールハウス用加温ボイラー
	その他，農業経営の早期安定化に必要と認められる施設	
機械	耕うん整地・耕土醸成改良用機械	トラクター，耕うん機，プラウ，ロータリー，ハロー，代掻機，鎮圧機，均平機，畝立機，心土破碎機，溝堀機
	栽培管理用機具	堆肥散布機，石灰散布機，播種機，ブロードキャスター，田植機，移植機，育苗機，マルチャー，動力剪定機，走行式作業台
	防除用機具	スピードスプレーヤー，散粉機，噴霧器，ミスト機，煙霧機，土壤消毒機
	穀類収穫調製用器具	自脱型コンバイン，刈取機（バインダーを含む。），稲わら収集機，ウインドロウ，脱穀機，粃すり機，穀物乾燥機，色彩選別機

飼料作物収穫調製用	モア-，ヘ-コンディショナ-，ヘ-レーキ，ヘ-テッダ-，ヘ-テッダ-レーキ，フォーレージハーベスター，ヘ-ベ-ラー，ヘ-プレス，ヘ-ローダ-，ヘ-ドライヤ-，飼料細断機
果樹，野菜又は花き収穫調製用機具	野菜洗浄機，果実洗浄機，選果機，選別機，掘取機，シイタケ乾燥機
家畜飼養管理用機具	自動給餌機，自動給水機，搾乳機，牛乳冷却機，糞尿散布機，糞尿乾燥機
その他，農業経営の早期安定化に必要と認められる機械	

備考 未使用のものに限る。